

博物館収蔵品 WEB 図鑑（岩石鉱物図鑑）製作委託業務 企画提案応募要項

1 事業目的

本業務は、沖縄県立博物館・美術館（以下、「当館」という。）の地学分野の収蔵資料（標本）のうち、沖縄県の岩石鉱物標本、薄片の顕微鏡写真等と野外の産出地の情報とを関連付けて掲載した博物館収蔵品 WEB 図鑑（以下、「当図鑑」という。）を製作し、広く内外へ発信するものである。

当図鑑をもって、沖縄県の重要な自然資産の一つである地質学的資料の情報を集約し、展示物、収蔵品、顕微鏡下情報、野外情報と、来館者、研究者をつなぎ、沖縄県の学術研究と教育に寄与する。また来館者へのサービス提供拡充や来館者誘致、遠隔地へのサービス提供、及び顧客満足度向上の実現に資する。

2 委託業務名

博物館収蔵品 WEB 図鑑（岩石鉱物図鑑）製作委託業務

3 委託業務の概要

委託業務仕様書を参照

4 事業期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 25 日（月）

5 予算額及び経費限度額

2,026,097 円（消費税及び地方消費税含む）

※企画提案公募のため提示した金額であり、契約金額と一致しない場合がある。

6 応募資格

下記に示す要件を前提とする。必要に応じて本県より証明書等の確認資料の提出を要求する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (4) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体の構成員間において協定を締結し、応募申請をすること。
 - イ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ウ 共同企業体を構成するすべての事業者が、応募資格(1)(2)(3)(4)(5)(6)の要件を満たすこと。
- (8) 本委託業務の実施に際して、目標達成及び計画遂行に必要となる組織・人員等を有しており、十分な遂行体制がとれること。正副 2 名以上の担当者の配置及び業務役割分担。
- (9) 県内に本店を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であること。
- (10) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）や沖縄県、自治体が運営する同規模の WEB サイトの構築実績（平成 28 年度～平成 29 年度）があり、その成果が適正であること。

7 スケジュール

- (1) 応募にかかる各種様式、業務委託仕様書等の請求
 - ・ 請求期間 公告の日～平成 30 年 9 月 28 日（金）17:00 まで
 - ・ 掲載場所 「沖縄県立博物館・美術館」ホームページ

- (2) 応募説明会
 ・ 日 時 平成 30 年 9 月 20 日 (木) 11:00～12:00
 ・ 場 所 沖縄県立博物館・美術館 博物館研修室 (3F)
 ・ 参加申込 平成 30 年 9 月 19 日 (水) 17:00 までに FAX にて申し込むこと。
 沖縄県立博物館・美術館 博物館班 宇佐美
 TEL 098-851-5401 FAX 098-941-3650
- ※ 説明会への参加は、応募の資格の必要要件とする。
 ※ 添付の実施要項及び仕様書等は当日配布予定。
- (3) 本業務の内容及び契約に関する質問等については、次の期間に限り FAX 又は E メールにて受付。
 ・ 受付期間 公告の日から平成 30 年 9 月 25 日 (火) 17:00 まで
 ・ 宛 先 沖縄県立博物館・美術館 博物館班 宇佐美
 電話番号 098-851-5401 FAX 番号 098-941-3650
 E-mail : usamiken@pref. okinawa. lg. jp
- ・ 回 答 回答は、随時、説明会参加者全員に対してメールにて行う。
 最終回答は、平成 30 年 9 月 26 日 (水) 17:00 までに行う。
- (4) 企画提案応募申請書及び企画提案書の提出
 ・ 提出期限 平成 30 年 9 月 28 日 (金) 17:00 まで (必着)
 ・ 提出書類 8 に定める (1)～(11) の書類
 ・ 提出先 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3 丁目 1 番 1 号
 沖縄県立博物館・美術館 博物館班 担当：宇佐美
 上記に定める連絡先に持参または送付により提出すること。
 送付の場合は、受領の確認がとれる手段をとること。(宅配便可)
 ※FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。
- (5) 第一次審査 書類審査
 平成 30 年 10 月 2 日 (火)
- (6) 第二次審査 プレゼンテーション
 平成 30 年 10 月 12 日 (金) 9:30～12:30
 場所 沖縄県立博物館・美術館 博物館班会議室 (3 階)
 ※プロジェクターの使用可。

8 提出書類

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 応募提案応募申請書 | 【様式 1】 |
| (2) 企画提案書 | 【様式 2】 |
| (3) 会社概要書 | 【様式 3】 |
| (4) 経費積算書 | 【様式 4】 |
| (5) 事業計画書 | 【様式 5】 |
| (6) 業務実施体制 | 【様式 6】 |
| (7) 事業実績 | 【様式 7】 |
| (8) 誓約書 | 【様式 8】 |
| (9) 企画提案公募説明会参加申込書 | 【様式 9】 |
| (10) 質問書 | 【様式 10】 |
| (11) 申請受理表 | 【様式 11】 |

※提出部数:上記(1)～(8) 7部 (正本1部、副本6部)
 (11) 1部 (提出書類受理確認後、当該受理票は返戻する)

9 委託先の選定

- (1) 審査の方法
- ① 第一次審査 (書類審査)
- ・ 沖縄県立博物館・美術館において、書類による一次審査を行い、上位 3 社程度を選定する。選定された業者に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

- ② 第二次審査（プレゼンテーション）
- ・ 沖縄県立博物館・美術館が関係者で設置する企画提案選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査して順位を決定する。
 - ・ プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行い、提案書に記載のない新たな提案は行わないこと。
 - ・ プレゼンテーションの所要時間は、各応募者 35 分以内（うちプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分、入退室 5 分）とし、会場及び時間割当ては個別に連絡する。
 - ・ 審査の結果、企画提案の内容が沖縄県立博物館・美術館が求める基準に達していないと判断した場合は、再公募することがある。

(2) 審査基準

企画提案において評価する項目は、次のとおりとする。

- ① 事業実施方針とスケジュール
 - ・ 業務の趣旨・目的を適切に捉え、業務の意義を十分に理解しているか。
 - ・ 岩石鉱物資料と野外の露頭との関係を十分理解し、そのつながり等も加味して、製作方針を立てているか。
 - ・ 製作方針に独自のアイデア等を盛り込んでいるか。
 - ・ 製作スケジュールは適正か。
 - ② 事業実施体制の状況・業務推進力
実施体制、方法、内容等の適性、製作環境の整備方針等の妥当性、積極性・協力性
 - ③ 技術力・目標達成の妥当性
本事業を実施する上で十分な技術を有し、確実に実施できるか。
図鑑の記載内容について学術的に検証することができるか。
 - ④ 業務の具体性
提案内容は類似の実績または実例等を踏まえ具体性のあるものとなっているか。
操作や更新方法は容易にできるものとなっているか。
自主提案等がある場合、事業効果を更に高める内容となっているか。
 - ⑤ WEB 図鑑全体構成とデザイン
WEB 図鑑の主旨・目的を適切に捉えた構成とデザインコンセプトとなっているか。
学術的に正確なものを掲載するとともに、子どもでも興味・関心をもって直感的に操作でき、内容が理解できるよう構成、デザイン等を工夫したものとなっているか。
 - ⑥ 過去業務の実績、経営基盤
 - ⑦ 費用の積算
適切な積算かつ経済的・合理的な積算となっているか。
保守管理費等について更新コストの低減に繋がる提案となっているか。
- (3) 委託先の決定及び通知について
- ・ 選定結果については、審査終了後、速やかに通知する。
 - ・ 委託契約は、第 1 位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、協議が合意にいたらなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。
 - ・ 選定結果については、選定者に電話及び文書にて通知する。選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

10 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本業務の提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての資料の返却は行わない。
- (4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、沖縄県立博物館・美術館と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県立博物館・美術館と受託者とで別途協議する。
- (7) WEB 図鑑制作にあたっては、沖縄県立博物館・美術館職員、監修者、確認作業協力者との調整監理を行う。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1 法人（又は共同企業体）にあたり、提案は 1 件とする。

※契約保証金について（抜粋）

1. 第 101 条地方自治法施行令 167 条の 16 第 1 項の規定に契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
2. 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 カ年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。